

守口市学校規模等適正化基本方針

魅力ある学校づくりをめざして

平成 24 年 3 月
守口市教育委員会

はじめに

守口市では平成 23 年 3 月に第五次総合基本計画を策定し、将来都市像を「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」と定め、特に重点的に推進する分野の一つとして「教育・子育ての充実」を掲げました。教育に関しては、教育内容の充実等とともに教育条件の整備が主要施策の一つとなっています。

一方、守口市教育委員会では「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、子どもたちが変化の激しいこれからの国際化社会をたくましく生きる力の育成に取り組んでいます。

また、近年の少子化を背景として児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進むなか、多様な考え方を持つ児童生徒が出会い、豊かな人間関係を築きながら、社会性を身につける場として学校規模の適正化を進めるとともに、より良い教育環境の整備の視点から校舎の老朽化、耐震化への対応もあわせて進める必要があります。

1 基本方針策定の背景

全国的な少子化の進展と同様に、守口市においても、市立小学校の児童総数は、昭和 53 年の 20,166 人をピークに平成 23 年には 7,382 人にまで減少し、市立中学校の生徒総数も、昭和 57 年の 9,235 人を

ピークに平成 23 年には 3,870 人にまで減少し、小・中学校ともピーク時の 4 割程度となっています。

一方、少子化が進む地域がある半面、中高層マンション等の新たな住宅建設が進む一部の地域では、児童生徒数が増加することが予想され、今後さらに学校規模の差が広がると考えられます。

教育委員会では、これまでも学校の小規模化が教育環境に大きな影響を及ぼすことから、平成 13 年 6 月に守口市新しい学校・園づくり審議会に「子どもたちにとって望ましい教育環境を整備し、学校教育の充実を図ることを目的とした学校の規模適正化の具体的方策について」と「社会の変化に対応し、生涯学習の充実に向けて地域の核となる教育施設のあるべき姿とその活用について」を諮問し、平成 14 年 2 月に答申(以下「第一次答申」)を受けました。同年 12 月には「学校規模の適正化等に係る基本方針」を策定し、平成 18 年 4 月に守口市立土居小学校を守口市立守口小学校に統合するとともに、守口市立藤田中学校を守口市立梶中学校に統合しました。

その後も一部地域でさらに学校の小規模化が進んだため、平成 22 年 2 月に再度守口市新しい学校・園づくり審議会に「小規模校のあり方について」と「小中一貫教育など新たな学校(教育システム)づくりについて」を諮問し、平成 23 年 2 月に学校の規模適正化と小中一

貫教育の導入を柱とする答申(以下「第二次答申」)を受けました。

また、市内小・中学校の校舎には、建築後 40 年以上が経過し老朽化しているものも多く、建替えや改修についても検討する必要があります。

2 基本方針策定の趣旨

本方針は、小・中学校のより良い教育環境づくりを進めるため、平成23年2月の「第二次答申」を踏まえて、小規模化する学校の規模適正化への基本的な考え方を示すとともに、学校施設の老朽化等への対策も含めた学校の適正配置についての考え方をまとめたものです。

なお、本方針は国や府における教育制度の変更や社会情勢の変化が生じた場合には必要に応じて見直すこととします。

3 学校の適正規模・適正配置について

学校は知識や技能を習得する場であるとともに、多様な考え方を
持つ児童生徒が出会い、豊かな人間関係を築きながら、社会性を身
につける場です。

また、確かな学力や多様なものの見方・考え方を身につけるため
には、学習形態の工夫や学習に応じた集団活動を適切に行える規模
が求められます。

国では、学校教育法施行規則で、学校の適正規模について小学校・
中学校とも 12 学級以上 18 学級以下を標準としており、本市におい
ても適切な規模で教育が行えるよう学校規模の適正化を図る必要が
あります。

(1) 適正規模の基準

本市の適正規模については「第一次答申」をもとに平成 14 年 12
月に策定した「学校規模の適正化等に係る基本方針」の基準を踏襲
するとともに、「第二次答申」で示された 9 学級以上でもクラス替え
できる規模がより望ましいと考えます。

| | 小規模校 | 適正規模を 下回る 準適正規模校 | 適正規模校 | 適正規模を 上回る 準適正規模校 |
|-----|-------|------------------------|---------|------------------------|
| 小学校 | 8学級以下 | 9～11学級 | 12～18学級 | 19～24学級 |
| 中学校 | | | | 19～21学級 |

(2) 規模適正化の考え方

小規模校のデメリットである人間関係の固定化等の問題を解消し、多くの友達との交流の中で、多様なものの見方にふれ切磋琢磨できる教育環境とともに、バランスがとれた教職員の配置や組織的で機能的な学校運営を確保するためには、学校の規模適正化を進める必要があります。特に 8 学級以下の小規模校については早期に規模適正化を図ります。

(3) 学校配置の考え方

本市では、小学校区ごとに地域コミュニティが形成され地域活動が行われており、中学校区では連携推進協議会が設置され、地域の子どもを支援する取組みが進んでいます。小規模校の規模適正化を進める場合には、その良さを生かし、校区を分割し隣接校区に編入するのではなく、校区全体を統合することとします。

また、本市では少子化が進む一方で、大規模集合住宅建設等で児童生徒数が増加する地域も見られ、学校規模の差が広がっている実態があります。校区の統合を原則としますが、学校間の距離や通学上の安全性を考慮し、地域・保護者の理解を図った上で、一部校区の見直しについても検討します。

適正化の方法は、地域全体で児童生徒を支える視点から小学校に

については創立の経緯や地域の歴史・文化等を考慮した同一中学校区内の小学校同士の統合、中学校については創立の経緯等を考慮した統合を原則とし、中学校と小学校との位置関係等も踏まえ、条件が整えば縦の統合を行い小中一貫校として学校規模を確保します。

また、本市の教育環境を考える際に、小・中学校の小規模化の問題に加え、老朽校舎の建替えや改修、耐震化の問題も検討しなくてはなりません。小規模校でない場合においても、将来の児童生徒数を見据えながら、学校間の距離や通学距離等の条件が整う場合には、より良い教育環境づくりの視点に立ち、学校統合による新しい学校づくりを検討します。

統合にあたっては本方針に基づき、児童生徒を最優先に考え、学校・保護者・地域の意見を聞く場をもつなど理解を得ることに努めながら、実施時期や実施方法を定めた実施計画を策定します。

4 具体的方策について

(1)小規模校の規模適正化を図る統合

学校規模の適正化を図り、より良い教育環境を整備する視点から統合します。

・ 守口市立三郷小学校と守口市立橋波小学校の統合

・ 守口市立寺方小学校と守口市立南小学校の統合

・ 守口市立第二中学校と守口市立第四中学校の統合

・ 守口市立滝井小学校と守口市立春日小学校を統合し、守口市立第三中学校と施設一体型の小中一貫校を設置

(2)老朽化等教育環境整備を図る統合

校舎の老朽化が進み、同一中学校区で学校間の距離が非常に短く、統合後 24 学級を超えず、子どもたちに過度の負担がかからないと予測される場合には、より良い教育環境整備の視点から統合を検討します。

・ 守口市立東小学校と守口市立大久保小学校の統合

なお、統合校においては建替えや大改修を実施し、他の学校については、原則として校舎の耐震化を行います。

また、老朽化への対応として学校間の距離がある場合についても、統合後に 24 学級を超えないと予測される同一中学校区の下島小学

校・八雲小学校については今後の検討事項とします。

5 魅力ある学校づくりをめざして

学校は児童生徒の学びの場であると同時に、コミュニティの単位となる地域の拠点でもあります。統合により豊かな教育環境を整備するにあたっては、こうした二つの性格を共に発展させた学校づくりを進めていく必要があります。

学びの場として統合された学校では、校舎の建替えや大規模改修により新しく整備された学校施設の中で、児童生徒は多くの仲間と学校生活を送り、協調性等の社会性を伸ばすことができます。また、友達との切磋琢磨の中で向上心を育て、多様な意見を交流させることにより学びを深めることもできます。

統合された学校では、教科・経験年数などバランスのとれた教職員配置のもとで、チームとして組織的な指導が展開されます。

さらに、「第二次答申」で示された、小・中学校9年間の学びをつなぐ小中一貫教育に取り組む学校づくりもめざします。この基本方針で示した施設一体型の小中一貫校は、小・中学校の学びをつなぐ研究を進め、市内全小・中学校で展開される小中一貫教育の推進役となります。それ以外の学校についても、小・中学生が共に学ぶことのできる場の設置等にも留意した施設整備の検討を進めます。

また、統合された学校は、地域に根ざした学校としての性格をより強めていく必要があります。地域住民が活用できるような施設の整備や幼稚園等の併設など複合的な施設の整備を検討するとともに、災害時の避難所としての役割も充実させていきます。こうした地域に根ざした学校づくりが進むことにより、地域住民に見守られているという児童生徒の安心感はより高まり、自らも地域の一員であるとの意識が強まります。

学校規模の適正化は、児童生徒の学びと地域を共に豊かにするものでなくてはなりません。子どもたちの学びを深め、地域の拠点としての役割をより強めていくことにより、子どもたちと地域住民の笑顔があふれる、魅力ある学校づくりを進めていきます。